

学校再開に当たっての留意事項（概要）

新学期、学校再開に当たっては、文部科学省からの通知やQ&Aなどのほか、以下に留意する。

【全ての学校が講ずべき措置】

- ・「健康観察シート」による毎朝の検温及び風邪症状の確認（登校時に教職員が確認）
- ・発熱や風邪症状のある場合は登校させない
- ・休み時間中、1時間に1回（5～10分）程度窓を広く開け、教室等のこまめな換気を実施
- ・マスクの装着（市町村から各家庭やPTAに対し手作りマスクの作成を依頼）

【具体的な取組例】

- ・児童生徒等が向かい合わせにならない（授業、給食時）
- ・入学式については、卒業式と同様に取り扱う。小学校では、実施方式を工夫した上で、保護者の参加可能
- ・給食は、配食当番など特定の者に限定し、事前に健康状況等を確認・記録
- ・部活動の活動時間等は道の方針を厳守。
- ・運動部活動は、対人で密着した状態で行う練習は避け、必要な体力を高めるなど、練習方法を工夫
- ・吹奏楽部や合唱部などは、向かい合って練習を行ったりしない。
- ・スクールバスではマスクを着用する。
- ・学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察・健康相談等の実施
- ・「歌唱」や「武道」、「調理実習」「実験」の学習を2学期以降に実施するなどの授業の工夫

【臨時休業等の取扱い】

○ 出席停止の取扱い

- ・児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合
- ・児童生徒等が濃厚接触者又は同居する家族が濃厚接触者と特定された場合

○ 臨時休業の判断

- ・児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合、保健福祉部局からの助言を踏まえ、臨時休業を検討